

公募型プロポーザル実施の公告

橋本市スクールバス乗降システム構築業務について、公募型プロポーザル方式により契約候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和8年8月5日

橋本市長 平木 哲朗

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 橋本市スクールバス乗降システム構築業務
- (2) 業 務 内 容 橋本市スクールバス乗降システム構築業務委託仕様書
(以下、「仕様書」という。) のとおり
- (3) 履 行 期 間 構築・導入業務：契約締結日から令和9年3月31日まで
運用・保守：導入完了翌日から令和11年3月31日まで
- (4) 提 案 上 限 額 19,027,000 円
※システム構築・導入業務及び令和10年度までの運用・保守の合算
※消費税及び地方消費税を含まない

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件に該当する者とする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (イ) 橋本市建設工事等契約に係る指名停止基準（平成18年6月1日制定橋本市告示第271号）に基づく指名停止または橋本市物品購入契約に係る入札参加資格停止基準（平成26年6月1日制定橋本市告示第87号）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (ウ) 令和3年度～令和7年度の間に、地方公共団体において、以下のいずれか又は複数の要素を満たす業務の受託実績がある法人であること。
 - ・利用者の認証・識別を伴うバス乗降管理システム及び関連サービスの導入・運用業務
 - ・バス又は車両の運行管理・位置情報（GPS等）を活用した情報提供システムの導入・運用業務
 - ・利用者（保護者等）への通知・確認機能を有する見守り・連絡システムの導入・運用業務

- (エ)会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第227号）の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- (オ)国税、地方税及び市に対する債務を滞納していないこと。

3. 契約候補者の選定

当該委託業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、「公募型プロポーザル方式」により選定する。詳細については「橋本市スクールバス乗降システム構築業務プロポーザル実施要領」のとおりとする。

4. 募集及び選定等のスケジュール

項 目	期 日
プロポーザル実施要領公表	令和8年8月5日（水）から
質疑書の提出期限	令和8年8月19日（水）午後5時まで（必着）
質疑への回答	令和8年8月21日（金）正午から
参加意向届出書受付期限	令和8年8月28日（金）午後5時まで（必着）
企画提案書及び見積書提出期限	令和8年9月4日（金）午後5時まで（必着）
参加辞退届の提出期限	令和8年9月4日（金）午後5時まで（必着）
1次審査（書類審査）	企画提案書提出期限から3営業日間程度
1次審査結果及び2次審査日程の通知	令和8年9月11日（金）までに送付
2次審査（プレゼンテーション）	令和8年9月18日（金）（予定）
2次審査結果の通知	2次審査後、速やかに通知
契約内容の調整期間	令和8年9月下旬
業務契約締結	令和8年9月下旬～10月上旬

5. 本公告に関する問い合わせ

所在地 〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
橋本市教育委員会学校再編推進室 担当：今山

電 話 0736-25-6345（直通）

e-mail gakkousaihen@city.hashimoto.lg.jp